

工事名: 針原幹線配水管布設替(第3工区)工事

質問	回答
<p>・詳細図Aで工業用水管等の埋設物が多く、尚且つ道路横断して施工する設計ですが、設計どおりの掘削幅等では矢板なども入れることができないと思われます。掘削幅等についてどのようにお考えですか。通行止め施工は可能でしょうか。推進工法などの方がいいように考えます。</p>	<p>・掘削幅は、水道事業実務必携に基づき950mmとしております。なお、設計積算は950mmで計算しておりますが、設計図の土工断面図の幅の記載に誤りがあったため修正しました。 訂正後の特記仕様書は、電子入札システムに揭示(ZIPファイル名の最後がnewlになっています。)してありますので、再度ダウンロードして確認してください。 ・本工事については片側交互通行での施工を考えておりますが、設計と現場で相違があり、車両通行規制方法を変更する必要がある場合は、受注者及び関係機関と協議します。 ・工業用水の横断箇所について開削による施工が可能であると考えておりますが、起工測量や試掘により設計と現場で相違があり、工法を変更する必要がある場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・工業用水、水路など空中に浮く形になりますがよろしいのでしょうか。直線ではなく斜めに横断して布設し路線を変えるのはどのような理由でしょうか。掘削幅を設計以上にとる必要があると思われますがどのようにお考えですか。標準施工が難しい場合どうされますか。</p>	<p>・既存の工業用水φ700が耐震管、φ800が鋼管であり、工業用水の直管部で針原幹線を横断させる計画であることから、吊り防護などを設計計上しておりませんが、設計と現場に相違があり、既存管を養生する必要がある場合は、受注者と協議します。 ・詳細図Aの箇所について、針原幹線を直線で布設する場合はφ700とφ800の2本の工業用水を一度に横断する必要があるため、設計のとおり南側に布設することで1本ずつ工業用水を横断する配管としております。 ・掘削幅は、水道事業実務必携に基づき算定し、950mmとしておりますが、設計と現場で相違があり、掘削幅を設計以上にとる必要がある場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・軽量鋼矢板を設置して施工するようになっていますが埋設物が多く矢板を設置することが難しいと思われませんが現実可能な設計なのでしょうか。</p>	<p>・起工測量や試掘により設計と現場に相違があり、矢板を設置することが出来ない場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・水路下越しの6mパイプを入れる時には、当然6mの余掘りがあると思いますがどのようにお考えですか。</p>	<p>・起工測量や試掘により設計と現場に相違があり、6mの余掘りが出来ない場合は、受注者と協議します。</p>